

多摩市ひといきベンチ事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、ひといきベンチ事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子どもから高齢者まで誰もが道を身近なものに感じ、歩くこと及び外出することが楽しくなるような道づくりを推進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、市民等からの寄附により多摩市（以下「市」という。）の区域内に寄附者名及びメッセージを表記した記念プレート（以下「記念プレート」という。）を付けたベンチ（以下「ひといきベンチ」という。）を設置するものとする。

(設置場所)

第3条 ひといきベンチは、次に掲げる場所（以下「道路用地等」という。）に設置する。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づき市が認定した路線又は管理する道路
- (2) 前号に掲げる道路に接する私有地であって、所有者がひといきベンチの設置に同意しているもの
- (3) その他市長が認める場所

(寄附者)

第4条 市にひといきベンチを寄附することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 営利を目的として寄附をしようとする者
- (2) この要項の目的に適さないと市長が認める者

(寄附の申込み)

第5条 ひといきベンチを寄附しようとする者（以下「申込者」という。）は、ひといきベンチ寄附申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）により、多摩市長（以下「市長」という。）に申し込むものとする。

2 申込者は、ひといきベンチの仕様を指定することはできないものとする。

(著作権)

第6条 申込者は、寄附者名又はメッセージに著作権法（昭和45年法律第48号）により保護される権利に係るものを含むときは、あらかじめ、自らその利用に係る権利を取得するとともに、その利用に関する一切の責を負うものとする。

(寄附受領の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申込みを受けたときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査するものとする。

- (1) 当該申込みをした者が第4条各号に該当しないこと。
- (2) 記念プレートに表記するメッセージ（以下「メッセージ」という。）に広告、宣伝等が含まれていないこと。
- (3) メッセージに政治、宗教等に関する主義又は主張が含まれていないこと。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、メッセージにひといきベンチの管理上不相当であると市長が認める事項が含まれていないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、寄附を受け入れることが適当であると認めるときは、当該寄附を受領することを決定し、ひといきベンチ寄附受領決定通知書（第2号様式。以下「受入通知書」という。）により申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による決定に当たり、ひといきベンチを設置する場所の選定の参考として、申込者の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による決定をするときは、あらかじめ当該決定に係る道路用地等の管理者に協議しなければならない。ただし、当該道路用地等が第3条第1号に該当するときは、この限りでない。
- 5 市長は、第1項の規定による審査の結果、寄附を受け入れることが適当でないと認めるときは、当該寄附を受領しないことを決定し、ひといきベンチ寄附不受領決定通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

（ひといきベンチ及び記念プレートの作製）

第8条 前条第2項の規定により受入通知書を受けた者（以下「寄附者」という。）は、直ちに次に掲げる事項（以下「ひといきベンチの作製」という。）を市長が指定する事業者に依頼するものとする。

- (1) ベンチの作製
- (2) 記念プレートの作製
- (3) 記念プレートのベンチへの取付け

- 2 記念プレートの仕様は、市長が別に定める。
- 3 ひといきベンチの作製に係る費用は、寄附者が負担する。

（ひといきベンチの受領）

第9条 寄附者は、ひといきベンチを作製したときは、市に納品するものとする。

- 2 市長は、前項の規定によりひといきベンチが納品されたときは、ひといきベンチ受領書（第4号様式）により寄附者に通知するものとする。

（ひといきベンチの設置）

第10条 市長は、前条第1項の規定によりひといきベンチが納品されたときは、当該ひといきベンチを道路用地等に設置する。

- 2 ひといきベンチの設置に係る費用は、市が負担する。

（工事完了通知）

第11条 市長は、ひといきベンチを設置したときは、ひといきベンチ工事完了通知書（第5号様式）により寄附者に通知するものとする。

（ひといきベンチの帰属等）

第12条 ひといきベンチは、第9条第1項の規定による納品後、市に帰属し、一般の利用に供する物品として管理する。

- 2 市長は、ひといきベンチが耐用年数を経過し、老朽化した場合その他市長が必要と認める場合は、当該ひといきベンチを補修し、撤去し、又は移設することができるものとする。

（補則）

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、決定の日から施行する。